

静岡県教育委員会

議事録

平成 29 年度 第 13 回定例
10 月 2 日 (月)

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 29 年 10 月 2 日に教育委員会第 13 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|-----------|---|----|-----------|
| 1 | 開催日時 | 平成 29 年 10 月 2 日 (木) | 開会 | 13 時 30 分 |
| | | | 閉会 | 14 時 40 分 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 齋 藤 行 雄
委 員 興 直 孝
委 員 渡 邊 靖 乃
委 員 藤 井 明
委 員 加 藤 百合子 | | |
| | 事務局 (説明員) | 鈴 木 一 吉 教育次長
松 井 和 子 教育監
水 元 敏 夫 理事 (人材育成担当)
渋谷 浩 史 理事兼教育総務課長
福 永 秀 樹 理事兼健康体育課長
赤 堀 健 之 教育政策課長
木 野 雅 弘 財務課長
南 谷 高 久 福利課長
宮 崎 文 秀 義務教育課長
小野田 裕 之 高校教育課長
山 崎 勝 之 特別支援教育課長
山 本 知 成 社会教育課長
赤 石 達 彦 文化財保護課長
石 川 誠 静岡教育事務所長
山 田 泰 巳 静岡西教育事務所長
河原崎 全 中央図書館長
塩 崎 克 幸 総合教育センター所長 | | |

4 その他

- (1) 第 17 号議案は、原案を一部修正し可決された。
- (2) 報告事項 1 は了承された。

【開 会】

教 育 長： 議案の説明の前に、9 月 30 日に発生した教員の酒気帯び運転による逮捕の案件について、報告する。逮捕された教員は富士市立岩松中学校校長早川充であり、酒気帯び運転により現行犯逮捕されたものである。現時点では詳細な事実関係は把握していないが、教職員を管理監督する立場にある校長が、このような不祥事を起こしたことは大変遺憾であり、

県民の皆様に深くお詫び申し上げます。県教育委員会といたしましては、今回の事案を重く受け止め、教職員の綱紀粛正の徹底をさらに厳しく指導し、県民の皆様の信頼回復に取り組んでいく。

ただ今より、教育委員会定例会を開催する。7月24日の議事録は、各委員が事前に確認の上、承認しているので、朗読は省略する。

今回の議事録の署名は、私のほか、加藤委員にお願いする。それでは審議を開始する。

第17号議案 静岡県教員等育成指標の策定（継続審議）

教 育 長： 第17号議案「静岡県教員等育成指標の策定（継続審議）」について、赤堀教育政策課長より説明願う。

教育政策課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 極めて基本的なことなので校長及び教員の育成指標に書き及ぶことは無いとは思いますが、冒頭、教育長からも報告があったが、教職員の不祥事が頻発している状況に鑑みて、「資質能力」の「教育的素養や総合的人間力」の欄に法令を遵守する姿勢や、教育現場に立つ人間としての素養について当たり前の話であるがこの中に文字として何処にも出てきていない。その点は欠けている部分ではないかと思う。

教育政策課長： 教員の育成指標ができている前提で校長の育成指標がある。教員育成指標の教育的素養に、「教育者としての使命感、倫理観の維持・向上を図っている。」という表現にコンプライアンス的な意味が含まれており、これは新規採用職員から校長まで一貫して必要な素養である。

藤 井 委 員： 教育者としての使命感、倫理観の維持・向上という言葉にそれらの全てが素養として含まれるのか。

教育政策課長： 短い枠の中での表現となるが、教員の倫理観の維持・向上でコンプライアンス的な意味合いは表現している。藤井委員が指摘した点については解説の中で分かり易く伝えていく。

藤 井 委 員： 解説に明記するのではなく、ここでははっきりと明記している方が伝わり易いし、指標として適切だと思う。相当説明しなければならない指標は多くあると思うが、指摘したことは基本中の基本であるので、極めて重要なポイントである。「倫理観の維持・向上」という一言では伝わらないと思う。

興 委 員： 藤井委員が指摘したことは真摯に受け止めておく必要がある。一般教員の育成指標の教育的素養にある1行だけ加えて後は解説で補うということでは無いと思う。むしろその点を強調することが必要である。この文章をそのまま残すのであれば、1ページの議案表紙「別紙のとおり校長及び教員としての資質向上に関する指標を策定する。」の文言に続けて例えば今のような問題や、教育政策課長から説明があった参考資料の5のポイントも含めて、今回の育成指標を校長とその他の教職員に分けて作成した背景や理念を触れて、5ポツと6ポツのポイン

トを最初の1ページに追加してほしい。

教 育 長： 全体は私も確認している。文章のバランスは必要である。一方は1行で済ませたり一方は多くの行を裂いている。バランスを取りながら委員から御指摘のあった点をもり込むなど考えてみるのもよい。基本的には見える化して具体性を持たせたらどうかという意見である。

渡 邊 委 員： 藤井委員、興委員の意見と同様であるが、校長に求められる専門的力量的の1枚には管理職としてのテクニックがまとめられているように見える。業務遂行上、これらのポイントは欠かせないことではあるが、前提の条件として人物として優れていることが必要である。自分の行動に責任が持てるとか、人間性が豊かであるということが最優先である。そういった人物がこういった規範に基づいて校長としての責務を果たしてほしいという作りにしていただけるよう検討してほしい。なぜそのように求めるかという、我々が社会教育活動を学校を通してやっていく時、一番重視する点は人柄である。校長の人柄だから、ということで動いていくことが多い。あってはならないことだが今回、このような校長の不祥事が起きてしまったことにショックを受けている。現場を管理する立場の職員が不祥事を起こしてしまったという危機感を現場に下していくために、強いメッセージとして伝えていくことが必要なのでその点を検討してほしい。

加 藤 委 員： 気になる点は表現の部分である。行政の文章では多いのだが「等」というところが気になってしまう。「等」を最小限にすることはできないのか。指標なので明確なものがよいと思う。例えば「各教科等」とあるが「教科」ではないのか。さらに言うと「外部機関等」とあるが、外部人材とも連携すると思うので「外部と」でよいと思う。

教 育 長： 確かに「等」を付すと広義に捉えられる。

藤 井 委 員： 表現のことについて、2ページの上段キャリアステージの欄で右側に延びている矢印の中にキャリアステージにおいて「実践・省察・改善を繰り返しながら」とあり、次に下段の授業力の左から2つ目の真ん中の欄に「実践・評価・改善」という言葉がある。そして3ページの一番上の欄のビジョンの評価・点検及び改善の欄に学校全体で「PDCAサイクルを確立して」とある。これは全て同じことを言っていると思う。あえて表現を変えなければならない理由があるのであればこれでよいが、そうは思えないので統一した方が分かりやすいと思う。

斉 藤 委 員： 前回、議案として上程し多くの意見が出て、今回原案として上がってきている。ここで議決をとって今後の研修や人事異動に活用していくということである。各委員が指摘したとおり表現など細かい点はある。また、有徳の人であるとか使命感や倫理観の活字を大きくした方がよいとも思う。今回の不祥事に関しても、学校現場でサービスや人事管理をしなければならないトップの人間が起こしている。部下に対しては厳しいが自分に対しては甘いという一番あってはならない人間がトップとなってしまった。こういった人事異動方針を策定した教育委員会と

いうようにならないようしなければならない。若干の修正が可能であればしてもらい、そういったことも含めてここで決裁してはどうかと思う。

興 委 員： 藤井委員が指摘したことを擁護する立場で申し上げる。そういった意味では渡邊委員が指摘したことも極めて重要であるので、それを含めた修文を工夫してほしい。私としては、別途意見がある。それは一般教員と校長の指標があまりにも唐突に出てくることについてである。それでは教育委員会がどういった意識でもってこの指標を定めたのかが見えてこない。大事なのは配付資料1ページの3行の後にどういったことでこの指標を定めたのかを明確に教育委員会のメッセージと記載される必要がある。本来はこれだけでなくも添付資料の校長やその他の教員の前に添付してもよいが、最初から校長とその他の教員ということで分けるものではないと思う。その点について、教育委員会がどういった理念にたってこの指標を定めたのかを明確にふれてほしい。これまでの協議会の場で意見を出しているが大臣指針との関係で多くの県民の意見を聞くことも大事である。前回は研修計画策定まで時間が無いのでそういったことをしないで決めようということであった。残念ながら、その点は現実的に受容しなければならないと思う。しかし、本題は次回以降も踏まえながらPDCAサイクルを廻していく必要があり、その際、県民の意見をお伺いするというのを教育委員会のメッセージの中に残しておく必要があると思う。指針の最後に総合教育会議の活用についても触れられている。静岡県における総合教育会議の事案の流れからも、委員会サイドからの提案の事案だろうと思う。これまで総合教育会議に対する若干の物足りなさとして、知事が実践委員会で議論されたテーマを総合教育会議に付議し、教育委員一人ひとりが意見を述べているが、大事なことは知事と教育委員会の真摯な議論の場が必要である。ところがそういった議論の機会もなく、知事が特段の配慮を施され、実践委員会を前面に出され、教育委員の意見を開陳する形で会議が進行してきているだけである。今回はこの指標の話が教育委員会が総合教育会議に付議して知事の意見を求めるという手順があっても良いと思う。何も変わらないかもしれないが10月10日に総合教育会議も予定されているので、このテーマを総合教育会議に付議してほしい。加藤委員が指摘した「等」が多いという点について、この文章ではそういったこともあろうかと思う。加藤委員の指摘したことを踏まえて必要な「等」があるのかどうか精査して工夫をしてほしい。

藤 井 委 員： 確認である。この指標は国の法令に基づいて初めて作成するものなのか。

教育政策課長： そうである。

藤 井 委 員： 対比するような指標は全く無いのか。

教育政策課長： そうである。

藤井委員：見直しについて必要に応じてということだが、時代の変化、世の中の環境の変化によってこの指標の内容は微妙に変わっていく可能性があるので、「必要に応じて」というよりも少なくとも最低5年のスパンで見直しをするというルール作りをした方が事務的にもやりやすいと思う。もう1点、この指標の効力という点で政令市の教育委員会は含まれるのか。

教育政策課長：政令市は含まれない。

藤井委員：政令市は別に指標を作るのか。

教育政策課長：そうである。

藤井委員：法律的な役割分担や権限はあると思うが、県全体の教育を司る県教育委員会が政令市に効力が及ばない指標を作るとはどういったことなのか。

教育長：私から両政令市にはお願いしてあり、最低年2回は意見交換会をやることとなっている。全体的な内容が政令市と齟齬が無いように意見交換の場を設けていく。

教育政策課長：政令市でも指標は作成するが、お互いの指標を確認しあいながら内容調整を行っている。まず県教育委員会が素案を作成し、それを政令市に送っている。それを参考に各政令市が作成している。同じ県内なので関係する大学もほぼ同じ大学が関わっており、大きく違ってはいけないという配慮がある。協議会にオブザーバーが見えたり、養成部会にそれぞれの政令市が参加して情報交換を行っている。ただし政令市は独自に特徴を出したい部分もあると思う。そういった部分以外は県全体で統一感がある指標を作成する努力はしている。

藤井委員：法令に基づく権限や責任範囲の違いによってバラバラに作業をし、バラバラの結果を作ることは無駄が多く意味が無い。これをいい意味で土台として、政令市の特徴を出すことはいいことである。違ったものを作ってはいけないということではない。ただし基本はここにあるという相互理解のもとに作業をすることが理にかなっている。私学に対してはどういった位置付けとなるのか。

教育政策課長：私学は対象外である。

藤井委員：関係ないということは理解するが、県としてこういった指標を作成したということをアピールすることは重要である。私学は独自の考え方があるのは当然だが、それが全くのバラバラでチグハグなことを教育現場で生じさせてはならない。

興委員：藤井委員が指摘した点について質問である。この育成協議会は部会を設けているがその際、政令市や就学前教育関係者とも連携して協議するとしている。具体的にどういった協議をしてその結果どういったものが浮上したのか、その説明をお願いします。協議会の構成員に政令市の関係者は入っていないが、部会には政令市との連携を含ませている。どのような意見をもらってどういった議論があったのか、その点を説明してほしい。

教育政策課長： どのような話題があったかということか。

興 委 員： そうである。それを顕在化させない限り、単なる事務方の口頭説明だけではないかと申し上げたい。そういったディスカッションをやっているのであれば、説明責任として全うすればよい。

教育政策課長： 基本的に養成部会の中では両政令市ともに指標の作成途上であったので、その作成途上の様子を報告しあっている。例えば就学前では焼津市の幼稚園関係者が現状報告をしてもらったりした。ある意味、情報交換程度のことであった。

興 委 員： 私が言っていることは極めて大事なことである。教育委員が問題を指摘したことに対して回答がおざなりであるという印象しか受けない。具体の連携協議する場を設けているので、藤井委員が指摘した点はこういった場を設けていることで担保していると明確にメッセージを出せるようにしてほしい。この場では止むを得ないが、その整理がされていないとしたら公表する前にその整理をして、それも併せて説明できるようにしてほしい。今の教育政策課長の説明では不十分である。

理事（人材育成）： 御指摘いただいた点について、教員育成協議会が立ち上がる前から育成指標のあり方について、政令市とは協議の場を設けている。一番ポイントとなる採用と養成の点については具体的な議論を行っている。就学前のことについては、本県は任命権者としての権限を持っていないが、県がモデル指標を作成し、全ての市町教育委員会が作成する指標の参考となっている。また、指標の改定や更新についてであるが、「必要に応じて」とか「随時」という言い方をしているが、そのインターバルについては大臣指針に定期的に更新することという表現があるので、細則の中にしっかりと明記しておく必要はあると思うので、その点の取り扱いは留意する。構成員について大臣指針では、協議会の構成員のみならず、協議会の構成員となっていない教育関係者や民間企業等も含めて幅広い関係者の協力を得ながら、指標に基づく教員等の資質の向上を推進する体制を整備することが重要であるとなっているので、我々の案でも示してあるが、構成員でない方の御意見をどのように指標に反映させていくかを今後検討していく。次に文言についてである。実践・評価・改善や、実践・省察・改善、PDCAサイクルとあって、御指摘いただいた違和感があることはもっともだと思うが、例えば教科指導の場合には省察という言葉があり、指導と評価の一体化ということを常に言われている。よってこの場合には評価という言葉が優先的に出てきている。トータルに考えた時、資質能力では評価ではなく省察となる。私の解釈がしっかり伝わっていない、あるいは違和感がある点はしっかりと受け止めていく。文書表現の「等」については、いわゆる国語や算数といった教科、学習指導要領で定められた様々な活動や、微妙であるが部活動や地域での活動などを「等」という表現に置き換えている部分もあるが、違和感があればしっかりと伝えていきたい。また冒頭に教育長が報告した校長の不祥事について、事務局職員としても本当に残念なことであると感じ

ている。それを受けて、不祥事という表現やコンプライアンスや法令順守という表現を加えるということであるが、この出発点はあくまでも「育成の指標」である。よってその問題の重要性をどう捉えてこの中に文言として取り入れるのかは整理して考えさせてほしい。不祥事の案件については今後、厳格に対処していかなければならないが、それと育成指標の問題は分けて考えさせてほしい。

興 委 員： ネガティブなことで逃げるのではなく、大事なことは大臣指針の一、背景及び趣旨にもあるように、教員の大量退職・大量採用等の影響によって、年齢構成や経験年数の不均衡が生じ、従来の学校組織において自然に行われてきた経験豊富な教員から若手教員への知識及び技術等の伝達が困難になるというように大きな変化が取り上げられている。そうであれば大事なことは、従前以上に教員としてふさわしい人材を確保していくことが必要だということにつながってくる。教員の育成指標はそういったことではないとネガティブに配慮するのではなく、教育のためにという思いを持った方が教育界に入って、しかも世の中から見ても尊敬できる人でなければならない。そういったことが重要であって、その件について今回は見送ってほしいということではなく、思い切って含めていく配慮が静岡県教育委員会としてあってしかるべきだと思う。なお、初めての指標が新しくできるので完璧なものができるとは思っていない。ステップバイステップでより良いものができるればいいと思っているが、ネガティブに今回はここまでにしてほしいというのではなく、可能なことは入れ込むべきである。

教 育 長： 実際、小学校、中学校、高等学校の教育、さらには大学ということも考えていくと、ここに表記してあることは最低限やりたいということである。決してこれがマックスだとは思っていない。ただ、興委員が指摘したように 50 歳代の教員が少なくなり 20 歳代の若手教員が増えてくるという中で、あまり高望みすることなくステップバイステップで上っていくような静岡方式を作っていかなければならない。我々はその点も考えながら取り組んでいる。ご指摘したことももったもであるが一足飛びに全てを盛り込んでいったら教員のなり手がなくなってしまう。教員を育成することも我々の仕事である。そのようにしっかりとした哲学をもって進むことが重要である。御指摘いただいたことは事務局にて協議する。もう 1 点は政令市との関係である。政令市は多くの教員を抱えているのでそことの連携を積極的にやっていきたいと考えている。ひとつひとつの質問に反論していくということではない。ひとつひとつブラッシュアップしていこうという発想である。

藤 井 委 員： 水元理事が説明した表現についてであるが、教育に携わっている方たちにとってみれば違いのある言葉として表現されているのかもしれない。だが、実際に教鞭に立っている教員全員が言葉の違いを明確にできるかというとおそらくできないと思う。企業で言うプロダクトアウトの発想ではなく、マーケットインの発想でこれを見た人が「なるほ

ど」と納得する内容表記にしてほしい。例えばP D C Aサイクルのところではビジョンの評価・点検及び改善と書いてあるが、ここでは評価という言葉を使っていない。要はぐちゃぐちゃである。一方、以前、加藤委員が、教育に携わる方は学校現場以外での社会経験を持つような仕組みがあってもよいと思うという指摘をしたが、私も大賛成である。次の見直しではそういった経験や体験を持っていることも素養の一つとして含めてほしい。それは民間企業でということだけでなく学校現場を離れた体験ということである。もう 1 点申し上げるがこれも今回の修正を要求するものではないが、変革を恐れずに新たな教育手法を積極的に取り入れる姿勢を持っているかそうでないかという切り口をもって指標を作してほしい。明確にその言葉を表記し、チャレンジしていくんだという姿勢を指標に表してほしい。

教 育 長： 加藤委員、御意見はあるか。

加 藤 委 員： 前回は大変失礼なことを申し上げたが、やはり専門家の指標なのだと感じた。世の中がいろんなところで融合を起こしている中で、時代に合わせて、世の中の変化に合わせて進んでいかなければいけないと思う。大学の論文数が減っているという話があちこちで挙がっているが、グローバルがハンパなくグローバルになっていて日本は相当取り残されていると思う。文科省の委員をやっているも「ここは 20 年前なのか」という議論がされており、そういった意味でも教育現場がまだまだドメスティックな業界だと思う。今日も竜洋中学校で「夢を語って」ということで自分を 5 W 2 H で売り出すワークショップをやったが、ある子どもは「私はグーグルに就職したい、年収 3,000 万円を目指します」と言ったりグローバルなイメージを持った子ども達は相当数いる。そこを教員が閉じ込めてしまうことがあってはよくない。先生方もグローバルな視点を持って子ども達を導けるような能力を身に付けていかなければならないと思う。スタートではあるが変革という言葉があがったので、変革をどんどん進めていく感じで進化してけるとよい。

教 育 長： 大学のことが上がったが東大でも同じことが言える。それは日本のシステムがおかしいからである。5 年間で結果が出ないとクビになってしまう。いい研究はそんな短期間では結果が出ない。若い研究生はみんな苦しんでいる。私も先生方には国内でも構わないのでどんどん研修してほしいと思っている。難しい部分もあろうかと思うが目標はしっかりと明確に示しておかなければならない。文章を分かり易くする点も私の責任において対応していく。

教 育 次 長： 事務局の責任においていただいた御意見を踏まえ修文し、教育委員にバックするかたちで裁決していただけるとありがたい。

藤 井 委 員： その条件でこの場は裁決するということか。

教 育 次 長： そうである。

渡 邊 委 員： この指標が一人歩きしてしまうことにはならないのか。

教育次長： そういったことはない。

渡邊委員： このような背景があつてこのように指標が示されているということが解説としてわかるように示されるということか。

教育次長： そうである。

渡邊委員： その中に教育的素養と総合的人間力がベースにあつて、なおかつこの指標が大事であるという伝える時に工夫をしていただければと思う。

興委員： この表の見方であるが、左上にキャリアステージとあつてその下に資質能力があつて、教育的素養、総合的人間力、授業力、生徒指導力教育業務遂行力、組織運営力とある。これらの位置付けが分かるようで分からない。資質能力として教育的素養と総合的人間力がマークされる形で2つ並んでいる。その下に授業力、生徒指導力教育業務遂行力、組織運営力とあり、この2つは授業には関係ないものとして教育的素養と総合的人間力が位置付けられていると思うが、なぜこの2つをこのようにしているのか、分かり易く説明していただく必要があると思う。渡邊委員が質問したようにこの表が途端に出てくるのでなく、繰り返し申し上げてるように、最初の1ページの決定の中に表記するか、あるいはそれを読み込んでこういった指標であるということ、添付資料に記載し、本文に必要な記述を取込んだものにしてほしい。説明の中で参考資料に明記してあるとのことであつたが、参考資料は本文でないので、あくまで本文にその主要なメッセージを読み込んだものと記述してほしい。参考資料はあくまでも参考までに付ける資料なので、誰も見ない可能性がある。教育委員会のメッセージは本文に引用されていると思うので、そこに盛り込んでほしい。是非とそういった記載ぶりで教育次長のもと、作業にあたってほしい。

教育政策課長： 一般教員にも指標は通知する。その際に通知文の中で内容についてもしつかり通知する。

興委員： 私は通知でなく本文に入れてほしいと言っている。その上で通知をすれば済むことだと思う。要するに教員だけに通知するわけでない。社会に対してもメッセージとして出さなければならないということを理解してほしい。

教育長： 他に質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

教育長： いただいた御意見を踏まえ修文を事務局の責任の下作成するということで異議はないか。

全委員： (異議なし)

教育長： 第17号議案は一部修正し可決する。

報告事項1 監査結果に関する報告

教育長： 報告事項1「監査結果に関する報告」について、木野財務課長より説明願う。

財務課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

加 藤 委 員： 不祥事根絶についてどのように対処していくのか。民間であれば解雇するという方法もあると思うがどうか。

教 育 長： 教育委員会でも厳正に審議し、懲戒免職処分となっている事案もある。しかし、その人を処分すればよいということではない。校長会でも不祥事根絶の話は相当数行っており、そこでも校長には喚起を促している。それでも一昨日の事案のように5年間も校長を務めた人間が不祥事を起こしてしまっている。どのように対策を講じるべきか、もう一度戦略を立直す。

渡 邊 委 員： 以前、コンプライアンス委員会など専門家によるこれまでの分析の報告があったと思うが、どのような方がどのような時にどのような不祥事を起こしてしまうのかという分析がまだ共有できる段階でないのか。

教育総務課長： 臨床心理士による分析のことか。

渡 邊 委 員： そうである。

教育総務課長： たまたま昨年、不祥事のタイミングでその分析ができる職員がおらず、昨年度は実施していない。本年度も制度としてあるので、そういった分析ができる職員がいたら実施する。籍がなくなってしまうとできないがうまく臨床心理士と面接できるタイミングを作れば必ず実施するようにする。実施すれば、生い立ちや仕事に対する姿勢m人間関係などまで赤裸々になるのでヒントが見えてくるかもしれない。

渡 邊 委 員： やってしまったことは悪いことだが、ある日突然やってしまうわけではなく、これまでの事例からも必ず背景がある。共有できれば未然に防ぐことができると思うので、今後はその点に着目して対策を講じてほしい。

教 育 長： 今の点は大事なことである。校長に言うだけでなく、事務局からも講じた対策を発信している。各学校からの意見も聞きながら行っているが、予想以上に先生方のストレスが大きい。学校の体制として勉強だけ教えていればよいということではない。いろいろなことを先生方はやらなければならない。ただ、それに負けているだけではダメである。全体を文科省や教育委員会がどうやって包み込んでいくのかを考えなければならない。例えば部活動の問題でも静岡県では企業や大学生にサポートしてもらい、先生方の負担軽減に取り組んでいる。学校差があつて時間がかかる部分もあるが、この不祥事根絶だけは何としても進めていきたい。

教育総務課長： 教職員サポートルームを昨年度から実施しているが、本年度は更に充実させ、面談も多くの人数をカバーできるようになった。悩みの多い階層を中心に個別に対応していく。

渡 邊 委 員： 個人が特定できないように一般化できる情報があれば公表して、こういったことが教職員にとって負担なのかということを広く共有できるようにしてほしい。先日、教職員の多忙化に関するシンポジウムに参加したが、学校現場が大変であるということが地域や保護者に伝わっ

ていない現状があるので、PTAや学校活動に携わっている人達が状況を理解し、先生方のサポーターになることを自分自身がやれる最初の一步としてやってほしい、ここでの話を地域に持ち帰って広めてほしいというメッセージを受け取って帰ってきた。よって、先生方の大変な状況が共有できる方策を考えてほしい。

教 育 長： サポート体制について本年度から拡充していると思うが福利課長より説明願う。

福 利 課 長： 相談員配置を昨年度の3人体制から本年度は4人体制に拡充している。昨年度実績でも学校に直接訪問し、600人以上のカウンセリングを行っている。

藤 井 委 員： その相談員は常時その業務を行っているのか。

福 利 課 長： そうである。事業立てした業務となるので本務職員ではないが、元校長の中から特に面談能力に優れた方を常時、福利課内と静東教育事務所、静西教育事務所に配置している。

教 育 長： 先日も教育長室にて相談員と面談し情報交換を行った。600人を超える面談実績がある中で4人体制で間に合うのか、また、現場の声を現場の声の声を聞いている。

藤 井 委 員： 民間では目安箱のように現場で気付いた声を吸い上げるシステムがあるが、教育委員会ではそういった声を受けとめる体制は整っているのか。

教育総務課長： 倫理110番を設置している。

藤 井 委 員： 利用されているのか。

教育総務課長： 相当数の件数が寄せられ、内部通報の案件もあり、そこから懲戒処分まで至ったこともある。

藤 井 委 員： カウンセリングしたりこちらから学校へ出向いたりして対処しているが、その結果、表面化しない事案が不祥事案となっていく。表面化されてこない案件の特徴という、周囲の人間は多少は気付いているが、何もアクションをとらないことだと思う。そうであれば目安箱のようなものが有効ではないかと思う。劇的に効果があるとは思えないが、ありとあらゆる対策を複合的に行っていくことが必要である。

教 育 長： 確かに絶対的に有効だという手段はない。カウンセラーを頼る人はまだ良くて、抱え込んでしまっている人が問題である。現場での工夫が必要である。

藤 井 委 員： スクールカウンセラーのひとつの業務として、子ども達だけでなく先生のカウンセリングもしてよいと思う。

教 育 次 長： 児童相談所にいた経験から、自分が抱えている問題を人に相談するだけでもストレスはかなり軽減される。スクールカウンセラーに伝えるだけでも負担はかなり軽減されると思う。よってストレス解消はチームで行うことが大事である。

藤 井 委 員： 精神的なストレスに対する心の居場所を提供することは、教職員に対しても必要なことである。

- 興 委 員： 監査結果のカテゴリについて確認する。「指摘」と「意見」の他にあったかと思うがどうか。
- 財 務 課 長： 「指摘」の次に「注意」がある。その下に「指導」がある。最後に包括的な意見を述べるということで「意見」がある。
- 興 委 員： 一番重い判断は何か。
- 財 務 課 長： 「指摘」である。「注意」はその程度が軽微なものとなる。「指導」は更に軽微で単純ミス等となる。
- 興 委 員： 「意見」はどういった定義となるのか。
- 財 務 課 長： 組織及び運営の合理化や、事務事業の適正化など多様な観点から必要があると認める事項ということで、監査委員の方が事務事業に関して申し述べるということである。
- 興 委 員： 最初の指摘事項は教育委員会でもかなり議論した事項なのでよいが、意見の2件のうち教職員の不祥事根絶への取組について、小中学校の懲戒処分件数も過去5年間で最多の13件となっている。こういったデータはないかと思うが、各都道府県の教員数で比較したデータはあるのか。
- 財 務 課 長： 持っていない。
- 興 委 員： ここで過去最多の13件と意見されてもそれが比較をするうえで、どの程度の重みなのかよく分からない。そういった意味でも統計的なデータを手元に用意しておくように心がけてほしい。また、個々の教職員のコンプライアンス意識を高めるとともに意見が付されている。具体的にコンプライアンス意識を高める活動として従前はどのようなことをやっていて、どのような成果が挙げられているのか。また、何をしなければならないということが残っているのか。コンプライアンス意識を高めることが必要だと様々な場面で言われるのだが、言っただけでなくやったレビューがしっかりと教育委員会として確認していかなければならない。その点が抜けている。この問題は従前何を取り組んできてアウトプットとして何が出てきて、どういった工夫が必要なのかを問われていると思って、それに対する回答が12月に必要だと思う。さらに、もうひとつ意見がある。子どもの体力向上の推進であるが、8種目中5種目で全国平均を下回り、と書いてあり、その目標値100パーセントに対してとある。これは県の目標値として100パーセントとしたのか。
- 健康体育課長： そうである。
- 興 委 員： 小学生が51パーセントとなっているがどうして51パーセントとなってしまったのか。データを解析したものを持っているのか。
- 健康体育課長： 子ども達の体力がその部分について低下しているということに対してか。
- 興 委 員： 51パーセントとなった背景を解析しているのかと聞いている。
- 健康体育課長： 元々子ども達の運動する時間が全国的に見ると短いというデータはある。ただし、個別の種目について具体的な分析はしていない。

- 興 委 員： 原因分析に基づく実効性のある対策を取り入れるなど、市町教育委員会と連携・協力して、子どもの体力向上の推進に努めてくださいとの意見が付されている。今の説明では理解しがたい。できるのか分からないが回答する前に教育委員会に出してほしい。
- 教 育 長： データで確認しなければならないが静岡県の子どもは全国平均より体が小さい。そういった意味でも不利な部分もある。
- 健康体育課長： 本年度は握力だけ下回ったが、これまでは中学校になると全ての種目で全国平均を上回ってきている。
- 教 育 長： そういった意味ではそんなに心配はしていないが興委員が指摘したように解析して現時点ではこうであるというように鮮明にした方がよい。
- 渡 邊 委 員： 幼少期の運動習慣は大人になった時の健康寿命につながってくることなので、早い時期から自分の健康に関心を持つことは大事であるので是非対策をお願いしたい。
- 教 育 長： ふじさんさん運動の子どもバージョンを展開している。いずれ全県下に展開していく。
- 教 育 監： 幼少期に体を動かすことを厭わない、親子で一緒に取り組める体力づくりを含めたものは非常に大切である。そういった取組がこういった状況を改善することになってくると思う。
- 藤 井 委 員： 監査委員への報告は誰がまとめるのか。
- 財 務 課 長： 財務課で取りまとめ教育長決裁で報告する。
- 教 育 長： 他に意見は無いか。
- 全 委 員： (特になし)
- 教 育 長： 報告事項1を了承する。
- 教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成 29 年度第 13 回教育委員会定例会を閉会とする。